



「新型コロナウイルスにおける緊急事態宣言延長」 に伴う業務体制について

2020年5月31日まで、「在宅勤務を基本とした業務体制」を延長いたします。

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた「緊急事態宣言」を5月31日（日）までの延長を、日本政府が決定いたしました。

株式会社 TVC（本社：東京都渋谷区、社長：山本茂晴、以下「当社」）は、従業員に対して、4月8日より実施していた、「在宅勤務を基本とした業務体制」を5月31日まで延長いたします。

これまで同様、全従業員の健康状態のチェックを欠かさず、安全に業務を行うためのレギュレーションを順守した上で、「在宅勤務を基本とした業務体制」を推進していきます。

会社運営上不可欠で、オフィス内でなければ遂行不可能な一部業務については、本人の意思確認の上、上長の指示に基づき、必要最小限の人数でその業務にあたります。

お取引先様とは、各種ツールを用いたオンライン会議に対応させていただき、やむを得ず対面が必要な業務が発生する場合、新型コロナウイルス感染症に対するお取引先様のレギュレーションを確認・順守し、本人の意思確認ならびに上長の指示に基づき、最少人数・必要最低限の時間に限り、必要な場所に赴くことを認めることとします。

また、弊社アライアンスパートナーにおいても、これまで同様のレギュレーションを厳守していただき、弊社入館時の体温測定、身体距離の確保・マスク着用・手洗い励行などを遂行し、安全な業務進行によって、通常通りのサービス提供に努めて参ります。

その他、業務に関するご相談、ご要望などは、各担当者各担当の携帯電話または、メールで直接お問合せください。

今後、政府方針、各自治体の状況に応じて、適宜対応を進めてまいります。
関係者の皆様の、ご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ】

株式会社 TVC

担当者名：広報担当 Email：info@tvc.co.jp